

2013年2月18日

大阪市ゆとりとみどり振興局長
楞川 義郎 様

大阪市職員労働組合
ゆとりとみどり振興局支部
支部長 林 鉄兵



2013年度の要員配置にかかる勤務労働条件に関する申し入れ

行政業務に見合う執行体制の確保は、局事業の円滑な推進や市民サービスの低下をきたさない観点から当然必要なものである。

また、適正な業務執行体制が確保されなければ、組合員の適正な労働条件を確保することが困難であることはいうまでもない。

支部は2013年度の業務に見合った業務執行体制が確立されるよう、次のとおり局に必要な要員を確保するよう申し入れる。

記

1. 機構改革の内容を明らかにし、勤務労働条件の変更について協議すること。
2. 2013年度に執行予定の事務事業と執行体制を早期に明らかにすること。
3. 2013年度事務事業の執行に必要な要員を確保すること。
4. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対して、基準配置はもちろんのこと、すべての労働基準が維持できる要員を確保すること。
5. 派遣等の予想要員を確保すること。
6. 一般事務・技術職員以外の免許職員等にかかる総枠について、業務執行に支障のないよう早期に決定すること。
7. 学芸員の退職については、早期に本市学芸員を補充すること。
8. 天王寺動植物公園にかかる業務執行体制については、これまでの協議経過を十分に踏まえ、必要な執行体制を確保すること。
9. 区CM事業にかかる新規繁忙要素について、必要な執行体制を確保すること。
10. 局及び公園事務所に配置された事務・技術職域の2号職員の配置にあたっては、1・3号職員の勤務労働条件、業務執行体制に大きく関わることから、誠意ある対応を図ること。